商工中金外為Web 為替予約利用規定

本規定は、株式会社商工組合中央金庫(以下「当金庫」とします。)が、インターネットを通じて提供する外国為替予約取引サービス(以下「本サービス」とします)のご利用に関して定めたものです。本規約に規定されていないものは、別に定める「商工中金外為Web利用規定」に拠るものとします。

第1条 サービスの内容

- ① 外国為替予約取引の締結(含むリーブオーダーによる注文・締結)
- ② 外国為替予約取引の締結明細照会

第2条 サービス利用資格

- ① 本サービスのお申込みは、法人事業者の方に限らせていただきます。
- ② お客様の業務内容や財務内容、当金庫とのお取引状況等を当金庫が総合的に判断し、お申込みをお断りする場合があります。
- ③ 契約者は、本サービスの利用開始前に当金庫との間で銀行取引約定書ならびに外 国為替予約取引約定書を締結することとします。

第3条 利用手数料

「商工中金外為Web利用規定」第 11 条第 1 項によります。但し、電子証明書利用手数料については、契約者1社あたりのユーザー数により電子証明書利用手数料を申し受けることがあります。

第4条 利用申込

契約者は、本規定を熟読のうえ内容を理解し、その内容が適用されることを承諾したうえで申込書に所定の事項を記入し、申込手続きを行うものとします。

第5条 取扱通貨

取扱通貨は、日本円を対価とするドル、ユーロとします。尚、契約者がご利用になる外国 通貨(日本円を対価とする)を選択いただきます。ご利用になる外国通貨を変更する際に は、契約者は当金庫に対して申込区分の追加・削除を記載した申込書を再度提出する ものとします。また、当金庫は取扱通貨について契約者に事前に通知することなく変更す る場合があります。

第6条 サービスの取扱日、取扱時間

当金庫窓口営業日の午前9時から午後7時までとなります、ただし取引の締結は午後5

時、リーブオーダーの申込受付は午後4時50分までとなります。なお、午後3時30分以降に申込み頂いたお取引は翌営業日扱いとなります。当金庫はサービスの取扱日、取扱時間について契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。

第7条 本人確認方法

(1) 本人確認方法

サービスを利用する本人確認方法は、電子証明書とログインパスワードにより契約者 ご本人であることを確認する「電子証明書方式」によるものとします。

(2) 電子証明書の取扱

- ① 本サービスの利用に際して、当金庫が発行する電子証明書を当金庫所定の方法により、契約者の端末にインストールするものとします。
- ② 電子証明書は、当金庫所定の期間(以下「有効期間」とします)に限り有効です。契約者は、有効期間が満了する前に当金庫所定の方法により電子証明書の更新を行ってください。なお、当金庫は契約者に事前に通知することなく、この電子証明書のバージョンを変更する場合があります。
- ③ 本サービスを解約した場合、電子証明書は無効となります。
- ④ 電子証明書をインストールしたパソコンを譲渡、廃棄する場合、契約者は事前に当金庫に書面で届出るとともに、当金庫所定の方法により電子証明書の削除を行うものとします。契約者がこの削除を行わなかった場合、電子証明書の不正使用その他の事故が発生しても、それによって生じた損害について、当金庫は責任を負いません。端末の譲渡、廃棄によって新しい端末を使用する場合は、当金庫所定の方法により電子証明書を再インストールしてください。
- ⑤ 当金庫は、電子証明書の発行業務の一部を当金庫が指定する企業に委託し、この 委託にあたって、必要な範囲で契約者と利用申込書に記載された利用者に関する 情報を当該企業に開示できるものとします。

(3) 契約者の取引意思確認

本サービスを利用する場合、契約者電子証明書、ユーザーID、パスワード(以下「本人確認情報」とします)を当金庫所定の方法によりパソコンから当金庫に送信することとします。当金庫が受信した本人確認情報と、当金庫に登録されている本人確認情報との一致を確認した場合は、当金庫は次の事項を確認できたものとして、取扱います。

- ① 契約者の有効な意思による申込であること
- ② 当金庫が受信した依頼内容が真正なものであること 当金庫は、本人確認情報の一致を確認して処理を行った場合、電子証明書、ログインパスワードの不正使用、その他の事故があっても当金庫は当該依頼を契約者の意思に基づく有効なものとして取扱い、また、そのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。

(4) 電子証明書等本人確認情報の管理

電子証明書、ログインパスワード等は、契約者ご本人の責任において厳重に管理してください。なお、当金庫職員からこれらの内容をお聞きすることはありません。パスワード等を失念したり、他人に知られたような場合、またはその恐れがある場合は、契約者は速やかに当金庫所定の方法により当金庫へ届け出てください。この届け出に基づき、当金庫は本サービスの利用を停止します。この届け出の前に契約者に生じた損害について、当金庫は賠償責任を負いません。

(5) 本人確認情報の安全性の確保

契約者が届け出と異なる本人確認情報の入力、送信を当金庫所定の回数以上連続して行ったときは、当金庫は安全のため本サービスの利用をいったん停止します。この場合、利用再開は、当金庫所定の方法によることとします。また、安全性を高めるため、契約者本人が電子証明書、パスワードを定期的に更新・変更することとします。

第8条 為替予約締結サービス

(1) 為替予約取引

- ① 本サービスによる為替予約取引のご依頼については、契約者が取引に必要な所定 事項を当金庫の指定する方法により正確に当金庫に送信することで取引をご依頼い ただきます。
- ② 当金庫は契約者の依頼に基づき、その時点の取引可能相場を計算したうえで画面に表示し、これに契約者が画面に表示された取引内容、相場を自己の責任と計算において確認のうえ、当金庫が指定する方法でご締結の意思表示を行っていただきます。
- ③ 契約者の意思表示が各取引で必要な当金庫所定の時間内に当金庫のシステムサーバー内に到達し、当金庫にて取引締結に関わる処理が全て完了した時点でお取引が成立するものとします。なお、成立した取引は取消できません。

(2) リーブオーダー

- ① 本サービスによるリーブオーダーのご依頼については、契約者が取引に必要な所定 事項を当金庫が指定する方法により正確に当金庫に発信することで取引をご依頼い ただきます。
- ② 当金庫は契約者のご依頼に基づき、契約者の希望される締結条件を満たすことが可能となり、かつ当金庫にて取引締結に関わる処理が全て完了した時点でお取引が成立するものとします。
- ③ 本サービスによりご注文いただいたリーブオーダーの撤回は、契約者がリーブオーダー撤回に必要な所定事項を当金庫の指定する方法により正確に当金庫に送信し、リーブオーダーが成立する前までに、当金庫がリーブオーダー撤回に係る処理を終了した場合に完了するものとします。

(3) 共通事項

以下の事由等によりお取引の処理ができなかった場合には、当該取引のご依頼はなかったものとして取扱います。この場合、当該取引が行われなかったために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

- ・本規定7条、本人確認が適切に行われなかった場合
- ・本規定8条、為替予約取引の依頼及び取引の成立が適切に行われなかった場合
- ・停電、機器・回線等の故障により端末またはインターネット回線の取扱ができない場合。
- ・外国為替市場等の急激な変化が生じた場合など、当金庫が契約者における本サービスの利用を停止する必要があると認めた場合。

また、当金庫は提示為替相場を取り消すことがあり、契約者の締結意思を示す電文が規定時間内に当金庫に到達する以前において取消の手続きを行った場合は、外国為替予約取引は成立しません。この場合は、外国為替予約は成立せず、当金庫が契約者に提示した為替相場は取り消されます。

規定時間は取引内容により異なることがあります。また当金庫は規定時間を契約者に 通知することなく変更することがあります。

外国為替予約取引は期日に履行するものとします。契約者がやむをえない事情により外国為替予約取引の解約、期日の延長、期日前履行を依頼するときは、当金庫所定の手続きにより当金庫の承諾を得るものとし、これにより当金庫に生じた手数料、費用その他すべての損害は契約者の負担とし、ただちに弁済または賠償することとします。

(4) 取引限度額等

当金庫が受信した為替予約申込内容が、当金庫が定める1回あたりの取引限度額を超える場合、もしくはその他当金庫の判断により取引を受け付けられない場合、契約者は外国為替予約取引の締結はできません。

(5) 為替予約取引内容の確認(コンファーム)

成立した為替予約取引について、契約者は端末の画面にて取引内容を確認します。 但し、画面に表示された取引内容と実際に成立した取引内容が相違する場合、ある いは契約者が取引確認を行わなかった場合においても、成立した取引内容になんら 影響を及ぼすものではありません。

(6) 取引の変更・取消

締結した為替予約取引の変更、取消のお取扱いは、本サービス上では受付できません。期日変更(延長、期限前使用)、取消は、別途当金庫営業店での受付となり、その際には手数料及び期日変更、取消に伴う差額金を申し受けることがあります。

(7) 取引の記録

契約者のお取引内容は、契約者が照会操作等を行った時点で提供可能なものであり、未使用残高など随時変動する情報については、必ずしも最新の情報とは限りません。また、本サービスによるお取引内容について契約者と当金庫との間で疑義が生じた場合には、当金庫の記録内容を正当なものとして取扱います。

第9条 関係規定の適用・準用

本サービスについては、他の約定及び規定の定めに関わらず、本規定が優先して適用されるものとします。本規定に定めのない事項に関しては、契約者が当金庫に差し入れた各約定書、先物外国為替取引に関する約定書、「商工中金外為Web利用規定」及び「商工中金ビジネス Web 利用規定」の定めにより取扱います。